

生食発0317第6号
28消安第5649号
平成29年3月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

「対EU輸出食肉の取扱いについて」の一部改正について

我が国からEU向けに輸出する食肉については、「対EU輸出食肉の取扱いについて」（平成25年3月29日付け食安発0329第8号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・24消安第6381号農林水産省消費・安全局長通知。以下「通知」という。）により取り扱っているところですが、今般、農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」（座長：経済再生担当大臣）において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、食肉衛生証明書の発行申請手続において輸出入・港湾関連情報処理システム（NACC S）の導入を行うこととしました。当該システムについては、本年3月19日より利用を開始する予定としております。

つきましては、通知の別紙「対EU輸出食肉の取扱要綱」を別添新旧対照表のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御配慮方よろしく申し上げます。